

五監公告第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和4年11月29日

五 泉 市 監 査 委 員

酒 井 俊 明

佐 藤 浩

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

都市整備課

4. 監査の範囲

令和4年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和4年10月28日～令和4年11月24日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理の一部に不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 市営八幡住宅及び県営住宅は、防火管理者の選任が必要な非特定防火対象物となっているが、消防計画に定めた年1回の消防訓練を平成29年度以降実施していない。消防計画に基づき、適正な防火管理に努められたい。
- ② 北五泉駅前広場における業者の自動販売機設置について、4月1日からの使用期間であるが4月8日付けで使用許可申請書を受付し、10月に入るまでその後の事務処理を怠り、使用許可書及び使用料納付書を発行しないまま、半年にわたり自動販売機を設置させている。適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

市営住宅家賃の滞納について、入居者の家賃負担の公平性を確保するため、督促等の措置を早期に講ずることにより長期滞納を防止し、支払能力のある者の滞納には厳正に対処するとともに、入居者の収入状況及び事情を把握し、必要であれば福祉部局と連携するなど、個々の状況に応じた適切な債権管理に努められたい。